

嶺南広域行政組合総合計画策定審議会条例

平成 1 1 年 4 月 1 日
条 例 第 1 号

(設置)

第 1 条 管理者の附属機関として、嶺南広域行政組合総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、管理者の諮問に応じ、総合的かつ計画的な広域行政の運営を図るための新たな基本計画の策定について、調査、審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 2 5 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱し、または任命する。

- (1) 組合議会議員
- (2) 学識経験のある者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 関係団体の役職員
- (5) 嶺南広域行政組合の職員
- (6) その他管理者が適当と認める者

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 第 2 条の所掌事務を分掌させる必要があるときは、審議会に部会を置くことがで

きる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、嶺南広域行政組合事務局において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。